議	案番号		件名
提	案課/	各	内容
議案	議案第60号		三田市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定について
総	務	課	平成27年4月から学校教育法の規定に基づく三田市立ひまわり特別支援学校を開校すべく、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正内容】

- ①特別支援学校の設置にあたり、名称、所在地を示す設置条例をはじめ、特別支援 学校の位置付け等を示す所要の例規整備
- ②「小中学校」、「小学校及び中学校」、「公立学校」という表記から「特別支援学校」 の追記や特別支援学校を含む「市立学校」、「学校」等に改める用語の整理
 - ③特別支援学校の管理運営事項を定める学則の制定

【条例改正】

- ①三田市立小学校及び中学校条例
- ②特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ③重要な公の施設に関する条例
- ④三田市有馬富士自然学習センターの設置及び管理に関する条例
- ⑤三田市放課後児童クラブ条例
- ⑥三田市学校給食費徴収条例

【施行日】 平成27年4月1日

条例改正後、関係規則・規程等の改正を行う。